

令和7年度毒物劇物取扱者試験受験案内

- 1 日 時 令和7年7月24日(木) 午後2時から午後4時まで
受験者は午後1時40分までに試験室に入り着席してください。
- 2 場 所 高松商工会議所（高松市番町二丁目2-2）
詳細は受験票に記載します。
- 3 試験種別 ・一般毒物劇物取扱者試験
・農業用品目毒物劇物取扱者試験
・特定品目毒物劇物取扱者試験
- 4 試験科目 ・筆記試験（毒物及び劇物に関する法規、基礎化学、毒物及び劇物の性質及び貯蔵
その他取扱方法）
・実地試験（毒物及び劇物の識別及び取扱方法[文章問題]）
※試験はマークシート方式で行いますので、HBの黒鉛筆、消しゴムを用意してください。

5 受験願書の受付期間

令和7年6月9日（月）～ 令和7年6月16日（月）

（土・日曜日を除く。郵送の場合は、令和7年6月16日（月）までの消印のあるものに限り有効。）

6 受験願書の提出先

県内にお住まいの方は、最寄りの県保健福祉事務所、小豆総合事務所

高松市又は県外にお住まいの方は、県庁薬務課（郵送の場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書きし、簡易書留にて送付してください。）

	名 称	所 在 地	電 話
連 絡 先	小豆総合事務所 衛生課	小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5	0879-62-1374
	東讃保健福祉事務所 衛生課	さぬき市津田町津田 930-2	0879-29-8270
	中讃保健福祉事務所 衛生課	丸亀市土器町東 8-526	0877-24-9964
	西讃保健福祉事務所 衛生課	観音寺市坂本町 7-3-18	0875-25-4383
	県庁 薬務課	〒760-8570 高松市番町 4-1-10	087-832-3300

7 提出書類

(1)	受験願書 1部	氏名は、戸籍抄本に記載された文字で正確に記載すること。 受験区分の該当箇所を○枠で囲み、不要の文字は二重線で抹消すること。 (受験願書受付後の受験区分の変更は認めません。)
(2)	戸籍抄本 1部	出願前3か月以内に交付されたもの。
(3)	写 真 1枚	縦6cm×横4cmとし、出願前6か月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの。裏面に氏名、生年月日、受験区分（一般、農業用、特定） を記載すること。

8 受験手数料

10,500円（香川県証紙を受験願書に貼りつけ、消印はしないこと。）

なお、小豆島を除く島しょ部又は県外居住者が、郵送により受験願書を提出する場合は、香川県証紙に代えて、額面10,500円の普通為替又は定額小為替で納付することもできます。普通為替又は定額小為替は受験願書に貼り付けせず、同封してください。

受験願書の受付後は、受験手数料は返還できません。

9 受験票の交付

受験票は7月上旬に本人宛に発送します。（願書に記載された住所に発送しますので、願書は正確に記入してください。）

10 試験日の留意事項

- (1) 受験票に記載された試験会場に入場してください。
- (2) 受験票、HBの黒鉛筆及び消しゴムを持参してください。
- (3) 計算機類、携帯電話等は使用できません。
- (4) 試験会場は駐車できる台数には限りがありますので、公共交通機関を利用してください。
- (5) 災害等の影響により、試験が延期または中止になることがあります。試験の実施に関して何らかの変更が生じた場合は、香川県ホームページを随時更新してお知らせしますので、定期的にご確認ください。試験の実施が困難な状況と判断し、試験の延期または中止等をする場合、出願者への個別連絡は行いませんので、ご留意ください。

11 合格発表

令和7年8月15日(金)午前10時に合格者番号を県庁掲示板に掲示するほか、香川県ホームページに掲載します。また、合格者には合格証を郵送します。不合格者には通知しません。

なお、電話等による合否の問い合わせには応じられません。

12 試験結果の開示

「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に基づき、毒物劇物取扱者試験の結果を開示します。希望される場合は、受験者本人が、直接県庁の薬務課に来庁して、口頭による開示請求をしてください。なお、電話等による照会には応じられません。

(1) 開示する個人情報 令和7年度毒物劇物取扱者試験結果（科目別得点及び総合得点）

(2) 開示期間 令和7年8月15日(金)～9月16日(火)

（土・日曜日及び祝日を除く。）

(3) 開示時間 午前9時～12時・午後1時～5時（ただし8月15日は午前11時～）

(4) 開示場所 県庁薬務課（高松市番町四丁目1番10号 本館18階）

(5) 持参するもの

受験者本人 ——請求者が本人であることの確認を証する書類（受験票、運転免許証、旅券、学生証等）

法定代理人（受験生が未成年者等のとき本人に代わって請求可能）

——受験票と請求者が法定代理人であることを確認できる書類